第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙

における投票所事務従事者用弁当の調達にかかる
企画提案コンペの実施について（募集要項）

企画提案コンペを次のとおり行います。

１　業務概要

第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙における投票所事務従事者に提供する弁当の製造及び納入を行う。

２　調達方法・調達内容

区内納品場所（14 箇所）をＡグループとＢグループに分けており、それぞれ異なる事業者を決定する。
調達の内容は別紙仕様書のとおり

３　参加資格要件

次に掲げるすべての要件に該当すること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

（３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（４）食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第１号の規定による営業の許可を受けている者であること。

（５）参加申請書受付日から起算して過去３年間に食中毒事故の発生がないこと。

（６）同種の業務実績があること。

４　参加申請方法

（１）提出書類等

・「参加申請書兼誓約書」（様式１）

・「同種業務実績調書」　（様式２）

・営業許可証の写し

（２）提出期限

令和８年１月 22 日（木）　午後５時 30 分まで

（３）提出方法

電子メール、郵便等又は持参により、「11　担当」（以下、「担当」という。）あて提出期限までに必着のこと。

ア　電子メールによる提出の場合

件名を「参加申請：衆議院議員総選挙等弁当コンペ」とし、送信後に担当あて電話で受信確認（休日を除く午前９時から午後５時 30 分までに限る。）を行うこと。

イ　郵便等による提出の場合

書留郵便等送付の記録が残る方法によること。

ウ　持参による提出の場合

休日を除く午前９時から午後５時 30 分までとする。

（４）参加決定通知日

令和８年１月 22 日（木）以降、速やかに電話、ＦＡＸまたは電子メールで通知する。

５　質問票の提出について

（１）受付期限

令和８年１月 22 日（木）午後５時 30 分まで

（２）提出方法

質問票（様式３）に必要事項を記入のうえ、電子メール、ＦＡＸ又は持参により、担当あて提出期限までに必着のこと。

ア　電子メールによる提出の場合

件名を「質問票：参議院議員通常選挙弁当コンペ」とし、送信後に担当あて電話で受信確認（休日を除く午前９時から午後５時 30 分までに限る。）を行うこと。

イ　ＦＡＸによる提出の場合

送信後に担当あて電話で受信確認（休日を除く午前９時から午後５時 30 分までに限る。）を行うこと。

ウ　持参による提出の場合

休日を除く午前９時から午後５時 30 分までとする。

（３）回答方法

質問がある場合、令和８年１月 23 日（金）に電話、ＦＡＸまたは電子メールにて回答する。

６　企画提案

（１）提出書類等

・献立表　　１部

・弁当写真（カラー）　１部

（２）提出期限

令和８年１月 26 日（月）午後５時 30 分まで

（３）提出方法

電子メール、郵便等又は持参により、担当あて提出期限までに必着のこと。

ア　電子メールによる提出の場合

件名を「企画提案：参議院議員通常選挙弁当コンペ」とし、送信後に担当あて電話で受信確認（休日を除く午前９時から午後５時 30 分までに限る。）を行うこと。

イ　郵便等による提出の場合

書留郵便等送付の記録が残る方法によること。

ウ　持参による提出の場合

休日を除く午前９時から午後５時 30 分までとする。

７　提出書類等の取扱い

（１）提出書類等は、申請者に無断で使用しない。
（２）提出書類等は、返却しない。
（３）提出後の撤回は認めない。
（４）提出書類に虚偽の記載をした場合または本市が不適当と認める事象があった場合は、無効とする場合がある。
（５）提出された申請書類等は、「情報公開条例（大阪市条例第 11 号）」の規定に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
（６）申請書類等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

８　審査方法等

審査基準に基づき、提出書類等から総合的に審査する。

９　審査日

令和８年１月 27 日（火）

10　結果通知

令和８年１月 28 日（水）【予定】に電話、ＦＡＸまたは電子メールで通知する。
採否についての異議申し立て等については受け付けない。

11　担当

大阪市旭区選挙管理委員会事務局（担当：橋本、吉田）
大阪市旭区大宮１－１－17　大阪市旭区役所３階 32 番
電　話：06-6957-9625
ＦＡＸ：06-6952-3247
メール：tp0001@city.osaka.lg.jp

仕　様　書

１　案件名称

第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙における投票所事務従事者用弁当（旭区役所）買入（Ａグループ）

２　内容

- 主食１品目以上（麺類可）
- 主菜及び副菜５品目以上
- 汁物１品目（容器付）
- お茶（内容量 250ml 以上）※ 容器はペットボトルまたは紙パック

３　数量

合計 100～128 食

（昼食用）49～63 食

（夕食用）51～65 食

※今次執行が予定されている第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙において無投票となる選挙がある場合、数量が増減する。記載の最小数は大阪府知事選挙及び大阪市長選挙が無投票となった場合の数量となり、最大数は全ての投票が実施された場合の数量となる。

衆議院議員総選挙の公示日以降、いずれかの選挙における投票が確定した場合に契約を締結する。

４　価格

１食 1000 円（税込）

５　納品日時

令和８年２月８日（日）

（昼食）９：30　～　11：00

（夕食）14：30　～　16：00

※　上記納品日は、第 51 回衆議院議員総選挙の執行日（投開票日）が令和８年２月８日（日）であった場合の納品日であり、契約締結後に執行日が別の日で確定した場合は、当該執行日を納品日として読み替える（時間については変更なし）。

６　納品場所

旭区役所及び旭区内各投票所（詳細は別紙「弁当配送リスト」のとおり）

７　その他事項

（１）応募に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応募するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（２）食事予定時間は、昼食が 11：00～14：00、夕食が 16：00～19：00 であるので、これを考慮して、

食品の安全衛生面には十分な配慮を行うこと。

（３）本納品にかかるゴミについては、当日中にすべて回収すること。昼食分のゴミは夕食配達時に夕食配達箇所の分を回収し、夕食分のゴミは 19 時 50 分までに夕食配達箇所の分を回収すること。具体的な時間については本市職員と協議のうえ決定すること。

（４）納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、充分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

（５）後日、「８　担当」宛て納品書（各投票所に納品されたことがわかる書類）を提出すること。

（６）納入品の搬送、納入場所への搬入・養生・設置等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。

８　担当

大阪市旭区選挙管理委員会事務局　（担当：橋本・吉田）

大阪市旭区大宮１－１－17　大阪市旭区役所　３階 32 番

電話：6957-9625

弁 当 配 送 リ ス ト(Aグループ)

午　前				
投 票 所		弁当数		
大宮北 (9:30) ↓	大宮4－9－16	7	～	9
太子橋 ↓	太子橋1－12－15	7	～	9
古市北 ↓	今市1－10－23	7	～	9
古市南 ↓	森小路2－10－35	7	～	9
新森西 ↓	新森3－3－35	7	～	9
新森東 ↓	新森6－7－25	7	～	9
清　水 (11:00)	清水5－1－12	7	～	9
合　計		49	～	63

午　後				
投 票 所		弁当数		
高殿南 (14:30) ↓	高殿3－10－30	7	～	9
高　殿 ↓	高殿6－9－10	7	～	9
大宮南	大宮1－1－17	7	～	9
本部	〃　3階	2		2
↓		7	～	9
中宮南	中宮1－8－14			
↓		7	～	9
中宮北	中宮4－7－11			
↓		7	～	9
城　北	赤川3－13－47			
↓		7	～	9
生　江 (16:00)	生江1－10－21			
合　計		51	～	65

（　連絡先　）大阪市旭区大宮1－1－17　旭区役所　橋本、吉田
TEL:6957－9625

昼食　11時までに配達してください
夕食　16時までに配達してください
※　なお、昼食のごみは夕食配達時に回収してください。
夕食分は午後7時50分までに各配達場所のごみを回収してください。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

仕　様　書

１　案件名称

第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙における投票所事務従事者用弁当（旭区役所）買入（Ｂグループ）

２　内容

- 主食１品目以上（麺類可）
- 主菜及び副菜５品目以上
- 汁物１品目（容器付）
- お茶（内容量 250ml 以上）※ 容器はペットボトルまたは紙パック

３　数量

合計 100～128 食

（昼食用）51～65 食

（夕食用）49～63 食

※今次執行が予定されている第 51 回衆議院議員総選挙・第 27 回最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙・大阪市長選挙において無投票となる選挙がある場合、数量が増減する。記載の最小数は大阪府知事選挙及び大阪市長選挙が無投票となった場合の数量となり、最大数は全ての投票が実施された場合の数量となる。

衆議院議員総選挙の公示日以降、いずれかの選挙における投票が確定した場合に契約を締結する。

４　価格

１食 1000 円（税込）

５　納品日時

令和８年２月８日（日）

（昼食）９：30　～　11：00

（夕食）14：30　～　16：00

※　上記納品日は、第 51 回衆議院議員総選挙の執行日（投開票日）が令和８年２月８日（日）であった場合の納品日であり、契約締結後に執行日が別の日で確定した場合は、当該執行日を納品日として読み替える（時間については変更なし）。

６　納品場所

旭区役所及び旭区内各投票所（詳細は別紙「弁当配送リスト」のとおり）

７　その他事項

（１）応募に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応募するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

（２）食事予定時間は、昼食が 11：00～14：00、夕食が 16：00～19：00 であるので、これを考慮して、

食品の安全衛生面には十分な配慮を行うこと。

（３）本納品にかかるゴミについては、当日中にすべて回収すること。昼食分のゴミは夕食配達時に夕食配達箇所の分を回収し、夕食分のゴミは 19 時 50 分までに夕食配達箇所の分を回収すること。具体的な時間については本市職員と協議のうえ決定すること。

（４）納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、充分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

（５）後日、「８　担当」宛て納品書（各投票所に納品されたことがわかる書類）を提出すること。

（６）納入品の搬送、納入場所への搬入・養生・設置等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。

８　担当

大阪市旭区選挙管理委員会事務局　（担当：橋本・吉田）

大阪市旭区大宮１－１－17　大阪市旭区役所　３階 32 番

電話：6957-9625

弁 当 配 送 リ ス ト（Bグループ）

午　前				
投 票 所		弁当数		
高殿南	高殿３－10－30	7	～	9
(9:30) ↓				
高　殿	高殿６－９－10	7	～	9
↓				
大宮南	大宮１－１－17	7	～	9
本部	〃　3階	2		2
↓		7	～	9
中宮南	中宮１－８－14			
↓		7	～	9
中宮北	中宮４－７－11			
↓		7	～	9
城　北	赤川３－13－47			
↓		7	～	9
生　江	生江１－10－21			
(11:00)				
合　計		51	～	65

午　後				
投 票 所		弁当数		
大宮北	大宮４－９－16	7	～	9
(14:30)				
太子橋	太子橋1－12－15	7	～	9
↓				
古市北	今市１－10－23	7	～	9
↓				
古市南	森小路2－10－35	7	～	9
↓				
新森西	新森３－３－35	7	～	9
↓				
新森東	新森６－７－25	7	～	9
↓				
清　水	清水５－１－12	7	～	9
(16:00)				
合　計		49	～	63

（ 連絡先 ）大阪市旭区大宮１－１－17　旭区役所　橋本、吉田
TEL:6957－9625

昼食　11時までに配達してください
夕食　16時までに配達してください
※ なお、昼食のごみは夕食配達時に回収してください。
夕食分は午後7時50分までに各配達場所のごみを回収してください。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。